

廃棄物管理施設の設工認申請における審査に係る説明方針

令和4年4月28日付け令04原機（環保）011をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書（以下「設工認」という。）の審査における説明方針は、以下のとおりである。

本申請は、既設の廃棄物管理施設18施設について、各施設を編毎にまとめた構成としている。各施設のうち、新規制基準の要求事項がない既許可を除いた範囲が、審査の対象である。

審査における説明では、本申請の概要説明、新規制基準対応に対する設工認の抜け漏れ確認、許可との整合性、技術基準への適合性、設計方針及び工事の計画について説明する。

① 本申請の概要説明

概要説明資料を用いて本申請の申請対象設備や工事の対象範囲など説明する。

② 新規制基準対応に対する設工認の抜け漏れ確認

新規制基準対応に対する設工認の抜け漏れ確認として、許可基準規則への対応と後段規制の関係及び技術基準への適合性確認整理表等を用いて、新規制基準対応に対応する廃棄物管理施設全体の工事に対して、本申請の工事の範囲を示し、説明する。

③ 許可との整合性

本申請が許可に基づいていることを確認するため、許可と本申請の整合性について、許可書の本文と添付書類五（安全設計）と、関連する本申請の該当箇所を比較し説明する。

説明の順序として、まず許可との整合事項が多い施設（ $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ）を代表施設として説明する。その後、固体廃棄物に係る施設（11施設分）と、液体廃棄物に係る施設（6施設分）に分けて説明する。また、共用設備についても併せて説明する。

④ 技術基準への適合性（概要）

本申請が、技術基準規則の要求事項を満足していることを確認するため、技術基準の条項ごとに適合性の概要を説明する。

説明の順序として、まず技術基準の適合条項が多い施設（ $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ）を代表施設として説明する。その後、固体廃棄物に係る施設（11 施設分）と、液体廃棄物に係る施設（6 施設分）に分けて説明する。また、共用設備についても併せて説明する。

⑤ 技術基準への適合性（詳細）

本申請が、技術基準規則の要求事項を満足していることを確認するため、技術基準の条項ごとに適合性の詳細を説明する。

⑥ 設計方針及び工事について

申請対象設備に関する設計仕様及び工事の計画について、要求事項を満足していることを説明する。

⑦ 技術基準への適合性以外の添付資料について

設工認申請書の技術基準への適合性以外の添付資料について、要求事項を満足していることを説明する。

以 上